

行政相談所

問 福島支所市民課 ☎内線60236
 国や県、市役所などの機関が行っている仕事について、意見・苦情や要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●福島会場

【日時】

7月21日(木)
 午前10時～午後4時

【場所】

福島町保健センター
 【行政相談委員(敬称略)】
 徳田芳朗
 ☎0955-4712422

参議院議員通常選挙
 投票日

問 選挙管理委員会
 ☎内線325

参議院議員通常選挙が、次の日程で行われます。
 選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた初めての選挙です。皆さんの意見を「一票」に変えて、ぜひ投票しましょう。

【投票日】

7月10日(日)

※期日前投票

・松浦市役所
 6月23日(木)～7月9日(土)

・松浦市役所鷹島支所および
 福島保健センター
 7月2日(土)～9日(土)

・ハイマート松浦店
 7月2日(土)～4日(月)、
 7月9日(土)

海水浴場の水質検査結果

問 市民生活課生活環境係
 ☎内線142

市では、海水浴シーズンに備え、6月に次の場所での水質検査を行いました。
 ・ぎぎが浜海水浴場(今福町)
 ・大崎海水浴場(御厨町)
 ・宝の浜海水浴場(星鹿町)
 ・初崎海水浴場(福島町)
 ・白浜海水浴場(鷹島町)
 検査の結果、どの海水浴場も水質に問題はありませんでした。
 水の事故には十分注意して、楽しい海水浴にしましょう。

大浜海岸の水質検査を行いました

問 上下水道課下水道施設係
 ☎内線183

松浦水きよら館北側海岸の水質検査を行いました。検査の結果、水質に問題はありませんでした。

松浦市文化・スポーツ
 功労表彰

問 生涯学習課社会教育係・
 スポーツ振興係
 ☎内線341311

市教育委員会では、本市の文化・スポーツの振興を図るため、「松浦市文化・スポーツ功労表彰」を設け、本市の文化・スポーツの普及・発展に貢献された個人・団体を表彰しています。

被表彰候補者については、文化協会・体育協会・学校などの協力を得ながら、その把握に努めておりますが、市民の皆さんからも推薦または情報提供をお願いします。
 なお、表彰は、原則として毎年11月に行います。

学校閉庁日のお知らせ

問 教育委員会学校教育課
 ☎内線342347

今年度から、夏季休業中に市内小・中学校の学校閉庁日を設けます。今年度の学校閉庁日は次の通りです。

【学校閉庁日】

8月12日(金)、15日(月)、
 16日(火)

【学校閉庁期間】

8月11日(木)～16日(火)

農水商工連携フォーラム

問 商工観光課商工振興係
 ☎内線212

「松浦の生産物を使って新しい商品をつくりたい」「新たな販路を開拓したい」「新たな販路を進めたい」などの夢を持っている人向けに、勉強会交流会を開催します。松浦市の生産物を生かして創業を考えている人、農業者、漁業者、商工業者などで事業多角化を考えている人など、どなたでも参加できます。



【開催日】

7月10日(日)

○第1部：フォーラム(参加無料)
 時間：午後3時～5時30分
 会場：松浦商工会議所

○第2部：交流会(参加費2,000円)
 時間：午後5時40分～7時
 会場：松浦シティホテル

【申込方法】

左記まで電話でお申し込みください。

・松浦商工会議所

☎0956-7212151

・松浦市福鷹商工会福島本所

☎0955-4712152

・松浦市福鷹商工会鷹島支所

☎0955-4812117

【申込締切】

7月6日(水)午後5時

「URACCO(うらっこ)」を利用ください

問 URACCO(うらっこ)
 ☎0956-7215505

みんなの子育て広場「URACCO」には、子育て支援員が常駐しており、子育てに関する情報収集や交換、相談ができます。授乳やオムツ替えスペースもあり、小さなお子様連れでも利用しやすい施設となっています。

また、幅広い世代の方向けに、定期的にイベントを行っていますので、お気軽にお立ち寄りください。

【開館日時】月曜日～土曜日
 午前10時～午後5時

【休館日】日曜日、祝日、年末年始

【利用料】無料



障害者控除対象者 認定制度

問 福祉事務所障害福祉係
☎内線1998

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、その状態が一定の認知症または寝たきりの状態にあると認められる人については、申請により「障害者・特別障害者控除対象者認定書」を発行します。

認定を受けると、認定書記載の「認定年月日」以降の年から認定書を税務申告受付時に提示することにより、所得税および市県民税の障害者（特別障害者）控除を受けることができます。

○対象者と控除の額

【障害者控除】

・知的障害者軽度または中度に該当すると判断される人
・身体障害者手帳3級から6級に該当すると判断される人
《控除額》 所得税 27万円
市民税 26万円

【特別障害者控除】

・知的障害者重度に該当すると判断される人
・身体障害者手帳1級または2級に該当すると判断される人
・介護保険法の要介護認定調査に基づき寝たきりの状態が6

カ月以上継続している人

《控除額》 所得税 40万円
市民税 30万円

「入門課程」受講生募集

問 福祉事務所障害福祉係
☎内線156

聴覚障害、聴覚障害者の生活および関連する福祉制度などについて、理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うための手話語彙および手話表現技術を習得する講座です。

【期間】

全20回
8月～12月の毎週木曜日、午後7時～9時

【場所】

松浦市役所別館会議室

【対象者】

市民および市内勤務の15歳以上の人（高校生可）

【定員】

定員が20人になり次第締め切ります。ただし、定員が10名に満たない場合は、講座を中止させていただくことがあります。

【受講料】

受講料無料。別途テキスト代（DVD付き、税込3,240円）が掛かります。

【申込み方法】

松浦市福祉事務所、各支所

各出張所でお申込みください。

7月22日（金）

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

問 福祉事務所
☎内線158

社会を明るくする運動とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

テレビや新聞では、毎日のように青少年が被害者や加害者となる事件、高齢者をねらった詐欺事件のニュースが報道されています。

本年7月は、『**犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ**』強調月間とし、安全で安心して暮らせる明るい社会づくりを目指して、地域に根差した運動を展開します。

犯罪のない明るい社会の実現のため、市民皆様のご理解とご協力をお願いします。

①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう

②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

【重点事項】

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため、
①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと
②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと

地域活動支援センター「はーとオアシス」

問 福祉事務所障害福祉係
☎内線1998

「はーとオアシス」
☎0956-72-3969

「はーとオアシス」は、主に精神に障害を持つ人を対象に、社会復帰に向けての作業訓練や社会との交流の促進などの活動の場を供与するとともに、精神に障害を持つ人およびその家族のふれあいの場として設置しています。

松浦市が設置主体で、管理運営についてはNPO（特定非営利活動）法人つづじ会に委託しています。

【活動日・時間】

月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前10時～午後4時

地籍調査の実施について

問 建設課国土調査係
☎内線205

松浦市では国土調査法に基づき、平成10年度から地籍調査を実施しています。

【調査対象地区】

本年度は今福町浦免・仏坂免、調川町平尾免のそれぞれ一部において現地調査を実施します。

【調査について】

一筆ごとに現地と字図を照らし合せながら、土地の境界や地番、地目などの調査を行います。その際、土地所有者に境界立会をお願いします。境界杭を設置します。また、必要に応じて分筆・合筆・地目変更などの聞き取りを行います。

◎調査には長い年月を要します。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

